



独禁法事案における経済分析の役割と課題：間接ネットワーク効果に関する事案を中心とした検討

福永, 啓太

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2024-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8554号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482302>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	ふくなが けいた 福永 啓太
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	独禁法事案における経済分析の役割と課題：間接ネットワーク効果が関係する事案を中心とした検討
審査委員	主査 教授 泉水文雄 教授 池田千鶴 教授 川島富士雄

論文内容の要旨

福永氏は、公正取引委員会（以下、「公取委」）やコンサルティング会社において、実務エコノミストとして、15年余り独禁法実務において経済分析を行ってきた。その実感として、15年ほど前と比較して、経済分析は独禁法実務において格段に浸透したとする。今や、独禁法の実務家であれば、簡便な経済分析手法であれば、少なくともどのような内容の分析か知っている者が大多数と思われ、実際に、代理人から、個別事案に関して特定の経済分析手法の利用可否などについて照会されることも珍しくない。

他方、経済分析の活用の実態に関しては、もどかしさを感じる場面も少なくない。その背景には、経済分析がある特定の事柄に関する定性的分析を補助する目的で、定量的分析に特化して行われることが多く、事案の結論を左右するような重要な役割を経済分析が担うことが少ないのではないか、という思いがあるとする。

本稿では、我が国における独占禁止法（以下、「独禁法」）執行の局面で広く用いられるようになってきた経済分析について、それが担ってきた役割と、今後に残されている課題を、実際の個別事案を検討しながら考察する。一実務家の単なる個人的な実感としてだけでなく、客観的に、独禁法執行における経済分析の役割と課題を描き出すことで、今後の、より適切な経済分析の活用に資することが本稿の目的である。

パートIでは、昭和、平成、令和と時代を追って、経済分析がどのように活用されるようになってきたか、いくつかの事例を取り上げながら考察する。

元々、経済分析は、競争政策の立案や執行方針の策定といった局面で、たとえば、各種ガイドラインにおいて経済学の考え方が反映されることなどを通して活用されてきた。しかし、経済分析が個別事案で活用されるようになったのは、平成の時代に入ってからであることを、企業結合審査の公表事例を参照しながら振り返る。

その中で、平成の後半以降は、企業結合審査事案を中心に、定性的な分析の補助的な分析として、経済分析が積極的に用いられてきた一方で、競争制限のメカニズム等、より案件の本質に迫る論点の洗い出しと検証に貢献する分析手法として経済分析が用いられるようにはなっていないことを指摘する。

例えば、ダクタイル鋳鉄管事件では、経済学的に明確な根拠があるとはいえない公取委の主張が裁判所にも認められたことを指摘する。また、企業結合審査においては、経済分析は、定性的な分析の補助的な分析という位置づけであり、経済分析が案件の結論を決定づける役割を担ったといえる事案は多くないことを指摘する。

以上のことから、パートIでは、独禁法における経済分析の活用について、次のような課題が抽出される。

個別事案それぞれについて、案件の本質的な論点を見極めるべく、競争状況等の具体的な事実関係に基づいて、経済学の観点から、より具体的な定性的分析が行われる必要がある。そして、実証分析は、経済学に裏打ちされた具体的な定性的分析に基づき、そこで特

定された競争制限のメカニズムが成立するか否かを検証するためにデザインされ、実施されなければならない。これまで、経済分析はその実証的なツールとしての側面が先行して浸透してきたが、今後は、競争制限のメカニズムの設定から検証まで、一貫して経済分析が活用される必要がある。

さらに、この点は、今般、公取委を含む世界中の競争当局が注力しているデジタルプラットフォームが関与する事案では、一層、顕著な課題となることを指摘する。デジタルプラットフォームのビジネスモデルの新規性や複雑性により、分析されるべき実態の複雑性だけでなく、検証されるべき競争制限のメカニズムの複雑性も増しており、実証面・定性分析面の両方で経済分析の重要性が従前より高まっているからである。

そこで、パートIIでは、デジタルプラットフォームが関与する事案における経済分析の重要性と実務における課題について、デジタルプラットフォームが関与する事案をユニークなものとし、また、複雑化させる主な要因の一つである、間接ネットワーク効果に関する論点に特に着目しつつ論じる。

まず、セクション1で、Stigler Committee on Digital Platforms (2019)、Crémer et al. (2019)、日本の公取委の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づき、デジタルプラットフォームに対する規制強化の動きを見ていく。デジタルプラットフォームが、異なる需要者間で間接ネットワーク効果が働くという特徴を有するいわゆる二面市場に直面しているところ、二面市場においては、一方の側の需要の拡大が、別の側の需要の拡大につながるという間接ネットワーク効果が働くことで、需要が一事業者のみに集中し、当該事業者が市場支配力を高めることで競争への弊害が生じ、需要者の厚生が減少する懸念があるという見解が、規制を強化すべきとする議論に共通してみられる主題となっている。

次に、セクション2で、独禁法・競争法の実務への示唆を与えると考えられる論点につき、二面市場に関する既存の主要な経済学文献から得られる知見を整理する。具体的な論点として、①どのような場合に二面市場を定義するかという二面市場の定義の問題、②二面市場の特徴によって生じる競争上の示唆、③二面市場の重要な特徴である間接ネットワーク効果の定量的評価、の三点について取り上げる。

これらの論点に関する経済学文献の知見から、二面市場に直面するプラットフォームが関係する独禁法・競争法事案においては、間接ネットワーク効果の存在により、以下のような理由で分析が複雑化することが指摘できる。

まず、間接ネットワーク効果を分析の中でいかに捉まえるかという問題に関係して、理論的には、間接ネットワーク効果が、競争を減殺させる方向に機能する場合もあれば、競争を促進させる方向に機能する場合もある。

次に、間接ネットワーク効果の評価については、いくつかのアプローチが提示されており、独禁法実務に示唆を与える研究や、実際の案件でも市場画定などの場面で応用可能性がありそうな研究が見られるが、データの入手可能性や分析の複雑性といったハードルが依然として存在する。

セクション3では、こうした複雑性・困難性が、個別事案において実際にどのような形で

現れるか、二面市場が関係する個別事案を取り上げ検討する。二面市場における市場画定が大きな争点となった米国AmEx事件、ある行為が競争に及ぼす影響を評価する際、間接ネットワーク効果による効率性改善効果をどのように考慮すべきかが争点となった英国におけるクレジットカード手数料の事件に加え、我が国において二面市場が関係すると考えられる事案を四つ取り上げる。

こうした個別事案の検討から、事案を分析するに当たっての本来的な複雑性・困難性がある中で、競争当局や裁判所が合理的に分析や判断を行っているとは評価できる部分と、課題が抽出される。セクション4では、我が国において二面市場が関係する事案におけるそうした実務上の課題を論じる。具体的には、「ネットワーク効果による効率性改善効果の考え方を明確化すること」と、パートIで扱う主題に関連して、「競争制限のメカニズムを精緻に検討した上で、競争制限のメカニズムに基づく適切な分析を実施すること」を論じる。パートIIIは、本稿の結論として、パートIIまでの内容の概要を整理した上で、そこで明らかにした課題に取り組むために、①公取委において、担当班やより上層レベルで、個別事案の審査の方向性を決める際に、エコノミストを関与させ、判断権限を持たせること、②ネットワーク効果による効率性改善効果の考え方の明確化を図り、企業側の積極的な主張・立証活動を促すために、企業結合審査ガイドライン等を改定し、間接ネットワーク効果が働くことによる競争促進の可能性について具体的に加筆すること、を提言する。

さらに、関係する既存の文献に触れ、本稿の学術的な意義と、残された課題について述べる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、独禁法の事案の分析において経済分析が果たす役割と課題を論じようとするものである。

独禁法の審査においては、経済分析が利用される傾向が強くなっている。過去においても、八幡製鉄と富士製鉄の合併事件（1969年）において経済学者が見解を表明することなどがあったが、近時、経済分析が独禁法の審査、さらに独禁法に係る訴訟（行政訴訟、民事訴訟を含む）において果たす役割は急激に増えている。また、独禁法を審査する公取委においても、従来、企業結合課等にばらばらに所属していたエコノミストが、経済分析チームとして正式な組織となり、経済分析を担当する審議官が創設されるなど審査実務における経済分析の役割・重要性が高まっている。しかし、独禁法で用いられる経済分析が精緻化・高度化するにつれて、法学の実務家や研究者がその内容を正確に理解し、実務に利用するためには、エコノミストとの対話が不可欠と指摘されつつも、経済分析が精緻化・高度化に伴いその内容は何か、課題が何かを把握することが困難になっている。本論文は、独禁法の経済分析を職業とするエコノミストである福永氏が、法律家とこのような対話を行い、課題を明らかにしようとする試みとも評価できよう。

本論文は、まず経済分析が用いられてきた歴史をたどる。ダクティル鑄鉄管の市場占有率カルテル事件に注目し、そこでの経済学者（柳川隆教授）の役割と、それが裁判所で受け入れられなかった理由等を検討するとともに、比較的早くから経済分析が導入された企業結合規制において経済分析が果たしてきた役割を指摘する。企業結合規制における経済分析の利用は、価格分析に加え、シミュレーション分析や簡便なシミュレーション分析といえる GUPPI（Gross Upward Pricing Pressure Index）、臨界弾力性分析・臨界損失分析、自然実験、競争状況が利益や価格に与える影響についての回帰分析等、特に直近の10年程度の間多くの種類の経済分析の実証的アプローチが実施されてきたと指摘する。これらでは、定性的な分析結果を補強するものとして経済分析の定量的な分析結果が用いられていると指摘する。本稿はしかし、むしろこれから本格的な利用が期待されるいわゆる単独行為（私的独占、不公正な取引方法）、とりわけデジタルプラットフォームをめぐる行為に対する分析に注目する。

すなわち、本論文は、間接ネットワーク効果に着目し、二面市場の特性を持つデジタルプラットフォームにおける間接ネットワーク効果が、独禁法においてどのように分析されるかを検討する。そこでは、経済学研究における最先端の議論をサーベイし、それが実務においてどのような示唆を与えるかを検討するとともに、わが国における単独行為の事例においてこれまでどのように分析がなされたか、そこにはどのような問題点や課題があるかを具体的に検討した上で指摘する。

福永氏は、農業経済学の米国博士号を有するエコノミストであり、公取委の任期付エコノミストとして独禁法の事件審査を担当するとともに、現在は民間の経済分析シンクタンク

クの責任者として公取委の事件審査等について当事会社や代理人からの依頼を受けて経済分析を行う立場にある、この分野の第一人者と評価できる。福永氏のこのような専門的なバックグラウンドにより、上記の経済分析のサーベイおよび先行事例の分析において、随所で独創的な指摘が行われている。たとえば、ZHD/Line の企業結合事件において、公取委が構造推定モデル分析を行おうとしたのに対し、当事会社から一部のデータが提供できないとの返答を受けて断念し、転換率分析を行ったことに批判がなされている点に対して、本件事案を丁寧に検討し、本件では構造推定モデルという大掛かりでコストの掛かる方法を用いるのは妥当でなく、転換率分析が適切であること、しかしマルチホーミングの有無を検討していないことは不適切であることを指摘する。また Booking.com、エクスペディア等の同等性（最恵待遇）条項について詳しく分析し、公取委は同等性条項についてのセオリーオブハームにつき一応の説得力あるものを提示していると評価する一方で、プラットフォーム事業者の市場支配力の有無を検討していない点の問題点を指摘する。また、口頭審査において、いわゆるナロー同等性条項のセオリーオブハームについて見解を問うたところ、審査官の提示するそれは経済文献等でも指摘されておらず、理論はわかるがそこまで実現可能性があるか疑問だとの返答があった。

これらは、上記の専門知識を有する福永氏だからこそできた分析だと評価できよう。また、福永氏は、経済分析に係る報告書を作成・提出する際には弁護士と共同で行っているようであり、弁護士との共著論文も多い。このような背景があつてか、法律の解釈等にかかる本論文の記述も安定し信頼できるものとなっていると評価できる。

審査員の間では、高度な経済分析を独禁法でいかに利用されるか、されるべきか、その課題を、法学者や法律の実務家にわかりやすく示した福永氏の競争法分野への貢献はきわめて高いという評価がなされた。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である福永啓太氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和5年2月27日

審査委員 主査 教授 泉水文雄
教授 池田千鶴
教授 川島富士雄